

恵庭市のまちづくり基本条例と恵庭市のまちづくりについて

北海学園大学 横山純一

1 地方自治体を取り巻く環境の変化

- (1) 厳しい財政状況と財政健全化法
- (2) 一部自治体で高質な自治体政策が展開される
- (3) 市民参加、情報公開・情報共有、住民協働、政策評価等が重要になってきた

2 市民参加のまちづくり

- (1) 市民参加のまちづくりと狭域自治の可能性
- (2) 必要な職員の意識改革
- (3) これまでと一味変わった住民と行政の新しい関係が構築できるのか
- (4) まちづくり基本条例の重要性

3 まちづくり基本条例——他市との比較を通して

- (1) 自治基本条例と行政基本条例——議会が入るかはいらぬかの違い、自治基本条例をつくる自治体のほうが多い
- (2) 住民協働、住民参加、市長・市職員・議員の役割・責務についてはほとんどの自治体を書き、内容にも大きな差はない
- (3) 住民投票——常設型（岸和田市、奥州市等）か個別型か
- (4) 市民の役割・責務——不利益条項を入れるのか入れぬのか（帯広市、稚内市）
- (5) 公益通報（奥州市）
- (6) 地域オリジナル——市長の責務で十勝の魅力を発信（帯広市）、子育てと医療・福祉に特徴（稚内市）
- (7) 「ですます」調か「である」調か（稚内市は「ですます」調）

4 委員会の進捗状況

- (1) 委員会での議論の経過
- (2) 議会との意見交換（2012年9月7日）

5 条例の見直し作業

- (1) 継続的な市民会議の設置を条例で規定
- (2) とくに条例で規定はないが、委員会を作り条例とまちづくりの関係を条例制定5年後に検証（帯広市）

◆道内14市の条例の類型（3-（1）・（2）関係）

	札幌市	函館市	帯広市	北見市	留萌市	苫小牧市	稚内市	美唄市	芦別市	江別市	名寄市	三笠市	登別市	石狩市
自治基本条例型	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
行政基本条例型			○						○					
住民協働・住民参加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市長の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員の責務	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

◆住民投票の規定例（3-（3）関係）

[常設型]

○岸和田市

(住民投票)

第20条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者が、その総数の4分の1以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

- 2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち18歳以上の者とする。
- 3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

○奥州市

(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する満18歳以上の者(定住外国人を含む。))をいう。次条において同じ。)の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

- 2 議会及び市は、住民投票の結果を尊重するものとする。

(住民投票の実施要件)

第26条 住民は、市政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 議会は、市政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決されたときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、市政に係る重要事項について、自らの意思により住民投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施するものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

[個別型]

○札幌市

(住民投票)

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

◆市民の役割・責務の規定例（3－(4)関係）

○帯広市

（市民の権利及び責務）

第4条 市民は、まちづくりに幅広く参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報を知る権利を有する。

3 市民は、自ら情報を共有するように努めるとともに、まちづくりの主体としての意識と責任を持ち、まちづくりを協働で推進するように努めなければならない。

4 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

○稚内市

（市民の権利）

第14条 市民は、一人一人の自由な意思により、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利があります。

（市民の責務）

第15条 市民は、一人一人の実情に応じて、できる範囲でまちづくりに参画するように努めます。

2 市民は、参画する場合は、自らの発言と行動に責任を持ち、互いにまちづくりの活動を尊重し合い、対等の立場で協力するように努めます。

◆公益通報の規定例（3－(5)関係）

○奥州市

（公益通報）

第32条 市は、公益通報(是正対象行為について職員等から行われる通報をいう。)を受ける体制を整備するとともに、当該通報者が通報により不利益な取扱いを受けることのないよう適切な措置を講じるものとする。

◆地域オリジナルの規定例（3－(6)関係）

○帯広市（市長の責務：第5条第2項）

2 市長は、市民の意向の把握に努め、市政運営の方針を明らかにするとともに、帯広・十勝の魅力や個性を活かして、まちづくりを推進しなければならない。

○稚内市

（子育て平和運動の推進）

第30条 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、連携して子どもの安全の確保と教育の充実に努め、本市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、市民ぐるみの子育てを推進します。

2 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、平和を願う心を守り育てるため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めます。

◆条例で用いる文体（3－(7)関係）

[市民の権利に関する規定例]

○札幌市（である調）

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

○稚内市（ですます調）

第14条 市民は、一人一人の自由な意思により、まちづくりに参画する権利があります。

◆恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会の進捗状況

年月日	取組み内容	
H23	9. 2 第1回市民委員会（委嘱状交付ほか）	
	9.14 市民フォーラム（参加者120名）	
	11. 2 第2回市民委員会（恵庭市の概要：財政状況、行政改革）	
	11.16 第3回市民委員会（恵庭市の概要：高齢者福祉、教育、産業経済）	
	12.21 第4回市民委員会（意見交換：フリーディスカッション）	
H24	2.10 第5回市民委員会（事例研究、論点整理）	
	〃 ワークショップ（コーディネーター4名、参加者22名、傍聴者12名）	
	2.27 第6回市民委員会（協議事項：住民投票）⇒作業部会Aに付託	
	3.29 第7回市民委員会（協議事項：住民参加・協働）⇒作業部会Aに付託	
	4.18 第8回市民委員会（協議事項：市長の責務・職員の責務）⇒作業部会Bに付託	
	5. 9 作業部会（第1回A部会）	
	5.17 作業部会（第1回B部会）	
	5.23 作業部会（第2回A部会）	
	5.30 第9回市民委員会（協議事項：議員の責務・市民の責務）⇒作業部会Cに付託	
	6. 5 作業部会（第1回C部会）	
	6.11 作業部会（第2回B部会）	
	6.20 第10回市民委員会（協議事項：情報公開・情報共有）⇒作業部会Dに付託	
	6.22 作業部会（第3回A部会）	
	6.28 作業部会（第1回D部会）	
	7. 4 作業部会（第4回A部会）※A部会協議終了	
	7. 9 第11回市民委員会（協議事項：行政運営）⇒作業部会Eに付託	
	7.18 作業部会（第2回C部会）	
	7.20 作業部会（第3回B部会）※B部会協議終了	
	7.25 作業部会（第2回D部会）※D部会協議終了	
	7.30 第12回市民委員会（協議事項：前文・総則・地域リゾナル）⇒作業部会Fに付託	
	8. 3 作業部会（第2回C部会）※C部会協議終了	
	8. 9 第13回市民委員会（部会報告：A部会報告）	
	8.30 第14回市民委員会（部会報告：B部会報告）	
	〃 中間フォーラム	
	9. 7 恵庭市議会議員と市民委員会委員の意見交換会	
	9月 第15回市民委員会（部会報告：C部会報告）	
		作業部会（第1回E部会）
		作業部会（第1回F部会）
		第16回市民委員会（部会報告：D部会報告）
		作業部会（第2回E部会）
	作業部会（第2回F部会）	
10月 作業部会（第3回E部会）		
	第17回市民委員会（部会報告：E部会報告）	
	作業部会（第3回F部会）	
	第18回市民委員会（部会報告：F部会報告）	
11月 第19回市民委員会（素案検討：全体協議）		
	第20回市民委員会（素案検討：市民委員会素案作成）	
H25	地区説明会	
	パブリックコメント	
	条例案議会上程	

◆条例の見直し作業

○帯広市

第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の理念を踏まえ、社会経済情勢の変化等を勘案し、各条項等の適合状況等を検討し、見直しが適当と判断したときは、必要な取組を行うものとする。

2 市は、前項の検討及び見直しにあたっては、市民の意見を聴かなければならない。

MEMO

